

令和7年度 職業訓練指導員試験 受験案内

この試験は、職業能力開発促進法に基づき職業訓練指導員としての資格を取得するために実施し、合格者には、申請により職業訓練指導員免許証が交付されます。

(この試験は、沖縄県立職業能力開発校の職業訓練指導員採用試験ではありません。)

◇ 合格者の特典 ◇

- 免許取得者は、その職種について技能検定（1級・2級・3級・単一等級）を受験する場合、学科試験の全部が免除になります。
- 免許取得後1年の実務経験で1級の技能検定が受験できます。
- 労働安全衛生法に基づく資格を取得するとき、当該職種について試験（講習）の全部又は一部が免除されます。
- 自動車整備科の合格者は、自動車整備士技能検定規則による2級又は3級の技能検定を受けるときに、学科試験（保安基準、その他自動車整備に関する法規の科目を除く。）及び実技試験の全部が免除されます。

沖 縄 県

1 実施職種

職業能力開発促進法施行規則別表第 11 に掲げる全職種

2 試験科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

※ 学科試験の指導方法の参考書としては、一般財団法人職業訓練教材研究会発行「職業訓練における指導の理論と実際（十二訂版）」があります。書籍購入については、一般財団法人職業訓練教材研究会のホームページをご確認ください。

3 受験資格

実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の全部が免除される方（別表 1 及び別表 2 参照）

なお、実技試験の全部及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）による受験については、記 5 の(3)の申請書類の受付期間に限らず、通年で受け付けます。この場合、受験手数料は不要です。また、全免除者については、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請を行うことができます。この場合、免許の交付手数料（一職種あたり 2,300 円）が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2 年を経過しない者

4 試験日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 11 月 9 日（日） 午前 10 時から午前 11 時まで
- (2) 場所 沖縄県立浦添職業能力開発校
沖縄県浦添市大平 531 番地（受験会場案内図参照）

5 受験申請の手続

- (1) 受験申請に必要な書類

ア 沖縄県職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書

※様式は、沖縄県商工労働部労働政策課のホームページからダウンロードすることができます。

イ 受験資格を証する書類（技能検定合格証書の写し、資格免許証の写し等）

- (2) 申請書類の提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県商工労働部労働政策課

※郵送する場合は、必ず**簡易書留郵便**とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と**朱書き**してください。

(3) 申請書類の受付期間

令和7年9月8日（月）から同年10月7日（火）まで

（ただし、受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時までです。）

※郵送の場合は、**令和7年10月7日（火）までの消印**があるものに限り受け付けます。

(4) 受験手数料

3,100 円分の**沖縄県収入証紙**（収入印紙ではありません。）を受験申請書の所定欄に貼り付けてください。

ただし、指導方法の受験が免除となる場合は、手数料不要です。

※申請書類受理後は、いかなる事由があっても、手数料を返還いたしません。

(5) 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、後日受験票を郵送しますので、試験当日に必ず持参してください。

試験日の1週間前までに受験票が到着しない場合は、沖縄県商工労働部労働政策課までお問い合わせください。

6 合否判定の基準

満点の6割以上の得点がある場合を合格とします。

7 合格発表

令和7年11月19日（水）に、合格者の受験番号を沖縄県本庁舎掲示板及び沖縄県商工労働部労働政策課ホームページに掲示するほか、合格者に通知します。

全免除者の合格発表については、本人宛てのみ通知します（掲示板及びホームページには掲載しません。）。

8 試験結果の情報提供

試験結果については、口頭により情報提供を依頼することができます。なお、電話やはがきなどによる情報提供の依頼はできませんのでご注意ください。

情報提供を依頼する場合は、令和7年11月19日（水）から同年12月18日（木）までの間に、受験票及び受験者本人であることを証明できるもの（運転免許証等）を持参のうえ、沖縄県商工労働部労働政策課までお越しください（ただし、受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時までです。）。

別表 1：受験資格及び免除の範囲

受験資格（主なもの）		実務経験 年 数	免 除 の 範 囲			
			実 技	学 科		指導方法
				関連学科		
				系基礎学科	専攻学科	
学校 教育	●大学卒業	1 年以上		○	○	
	●高等専門学校卒業	2 〃		○	○	
	●短期大学卒業	2 〃				
	●高等学校卒業	3 〃				
	高等学校卒業	5 〃				
	中学校卒業（実務経験のみの者）	8 〃				
職業 訓練	長期課程の指導員訓練修了	1 〃				
	●応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了	-		○	○	
	●専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了	1 年以上		○	○	
	●普通課程の普通職業訓練修了	2 〃				
	●専修訓練課程の普通職業訓練修了	3 〃				
	●短期課程の普通職業訓練（700時間以上）修了	3 〃				
厚生労働大臣が 指定する学校	●専門課程（2年）の専修学校卒業	3 〃				
	●専門課程（3年以上）の専修学校卒業	2 〃				
	●高等課程若しくは一般課程（2年）の専修学校 又は各種学校（2年）卒業	4 〃				
	●高等課程若しくは一般課程（3年以上）の専修 学校又は各種学校（3年以上）卒業	3 〃				
免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験 の合格者		-	○			
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験 のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科の合格者		-		合格した学科		
免許職種に関し職業能力開発促進法による技能検定1 級又は単一等級合格者※別表3参照（ただし「電子回 路接続」及び「バルコニー施工」を除く）		-	○	○	○	
免許職種に関し職業能力開発促進法による技能検定2 級合格者		-	○			
上記い ずれか の受験 資格に 該当す る者	免許職種と同一系の職業訓練指導員免許の交付を 受けた者又はその学科試験に合格した者	-		○		○
	上記以外の職種の職業訓練指導員免許の交付を受 けた者又はその学科試験に合格した者	-				○

※●印は、免許職種に関する学科を履修していることが必要

○印は、免除される範囲

別表２：他の法令による受験資格及び免除の範囲（主なもの）

免許職種	受験資格（主なもの）	免 除 の 範 囲			
		実 技	学 科		指導方法
			関連学科		
			系基礎学科	専攻学科	
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○	
電子科	電波法による第１級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による１級大型自動車整備士、１級小型自動車整備士、１級２輪自動車整備士、２級ガソリン自動車整備士、２級ディーゼル自動車整備士若しくは２級２輪自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による１級４輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による２級３輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
自動車車体整備科	自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
航空機整備科	航空法による１等航空整備士若しくは２等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○	○	○	
測量科	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○	
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○	
電気通信科	電波法による第１級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○	
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	○	
事務科	公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成15年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第２次試験若しくは第３次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○	○	

介護サービス科	児童福祉法による保育士登録証を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第五号（以下「同号」という）の規定に該当するもの	○	○	○	
	保健師助産師看護師法による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者、同法による准看護師の免許を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの	○	○	○	
	教育職員免許法による養護教諭の免許状を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの若しくは同号の規定に該当するもの	○	○	○	
	理学療法士及び作業療法士法による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であつて、同号の規定に該当するもの	○	○	○	
	社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者であつて、同号の規定に該当するもの、同法による介護福祉士登録証を有する者	○	○	○	
	精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有する者であつて、同号の規定に該当するもの	○	○	○	
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者であつて、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、同号の規定に該当するもの	○	○	○	
港湾荷役科	労働安全衛生法による船内荷役作業主任者技能講習の修了証を有する者であつて、道路交通法による大型特殊自動車免許並びに労働安全衛生法による車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の修了証及び玉掛け技能講習の修了証を有する者	○	○	○	

※○印は免除される範囲

別表３：職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表

免許職種	技能検定職種	免許職種	技能検定職種
園芸科	園芸装飾	ニット科	ニット製品製造
造園科	造園	洋裁科	婦人子供服製造
森林環境保全科	造園	洋服科	紳士服製造
鉄鋼科	金属溶解	縫製科	布はく縫製
鋳造科	金属溶解、鋳造、粉末冶金、ダイカスト	和裁科	和裁
鍛造科	鍛造	寝具科	寝具製作
熱処理科	金属熱処理、金属材料試験	帆布製品科	帆布製品製造
塑性加工科	金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金	木工科	機械木工、家具製作、建具製作
構造物鉄工科	鉄工	工業包装科	工業包装
金属表面処理科	めつき、アルミニウム陽極酸化処理	紙器科	紙器・段ボール箱製造
機械科	機械加工、非接触除去加工、金型製作、仕上げ、切削工具研削、機械検査、機械保全、油圧装置調整、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図	製版・印刷科	プリプレス、印刷
		製本科	製本
		プラスチック製品科	プラスチック成形、強化プラスチック成形
		石材科	石材施工
電子科	電子回路接続、電子機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整	麺科	製麺
		パン・菓子科	パン製造、菓子製造
電気科	電気機器組立て、シーケンス制御、自動販売機調整、電気製図	食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
		水産物加工科	水産練り製品製造
鉄道車両科	鉄工、鉄道車両製造・整備	発酵科	みそ製造、酒造
造船科	鉄工	建築科	建築大工、枠組壁建築、サッシ施工、バルコニー施工
時計科	時計修理		
光学ガラス科	光学機器製造	枠組壁建築科	建築大工、枠組壁建築、バルコニー施工
光学機器科	光学機器製造	とび科	とび
製材機械科	切削工具研削	建設科	型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工
内燃機関科	内燃機関組立て	屋根科	かわらぶき
建築物設備管理科	ビル設備管理	建築板金科	建築板金
建設機械科	建設機械整備	公害検査科	化学分析
農業機械科	農業機械整備	貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
縫製機械科	縫製機械整備	印章彫刻科	印章彫刻
染色科	染色	塗装科	塗装、塗料調色
防水科	防水施工	広告美術科	広告美術仕上げ
サッシ・ガラス施工科	カーテンウオール施工、サッシ施工、ガラス施工	義肢装具科	義肢・装具製作
畳科	畳製作	写真科	写真
インテリア科	内装仕上げ施工、表装	日本料理科	調理
床仕上げ科	内装仕上げ施工	中国料理科	
表具科	表装	西洋料理科	
左官・タイル科	左官、タイル張り	フラワー装飾科	フラワー装飾
築炉科	築炉	メカトロニクス科	電気機器組立て、シーケンス制御
ブロック建築科	ブロック建築、エーエルシーパネル施工	建築物衛生管理科	ビルクリーニング
熱絶縁科	熱絶縁施工	さく井科	さく井、ウエルポイント施工
冷凍空調機器科	冷凍空調和機器施工	土木科	ウエルポイント施工
配管科	配管	化学分析科	化学分析
住宅設備機器科		自動車製造科	内燃機関組立て

試験会場案内



ご不明な点は、次の連絡先までお問い合わせください。

沖縄県商工労働部労働政策課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

TEL : 098-866-2366 FAX : 098-866-2355